

第48号議案

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月3日提出

中間市長 松下 俊男

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市火災予防条例(昭和 37 年中間市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条の 3 第 1 項第 2 号中「第 13 条の 3 第 1 号」を「第 13 条第 1 号」に改める。

第 29 条の 4 第 4 項中「第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 まで」を「第 37 条第 4 号から第 6 号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。